

尼崎市監査公表第4号

平成30年度及び過年度の包括外部監査の結果報告に対する措置の公表について  
地方自治法第252条の37第5項の規定により提出された包括外部監査の結果報告に  
対し、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同法第252条の38  
第6項の規定により公表します。

令和2年4月27日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同		藤	川	千代
同		開		康生
同		丸	岡	鉄也

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（経理課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>随意契約について合理性が認められないものがある。【地方公営企業アドバイザー業務】</u></p> <p><u>（結果）</u></p> <p>随意契約（一者特命随契）は、合理的な理由がある場合のみに認められるものである。合理的な理由がない場合は、競争入札や複数事業者による見積もり合わせ等の競争性が図れる契約方法を採用することが必要であるが、随意契約が締結されている案件がある。</p> <p>地方公営企業アドバイザー業務に係る随意契約の理由を確認すると、受託者が水道局（現公営企業局）の会計規程、会計システムおよび事務処理方法を熟知しているためとのことであった。</p> <p>受注者が市の業務に「熟知している」ことを理由としているが、これはあくまでも主観によるものであり、公認会計士や税理士等で公営企業会計を熟知している専門家は多数存在すると考えられるため、広く応募者を募る必要がある。</p> <p>現状では、随意契約を締結することの合理性はなく、契約の透明性・公平性・競争性を図れない可能性がある。</p> <p>随意契約締結の合理性がないものは、競争入札もしくは見積もり合わせにより契約先を選定し、契約を締結する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（契約事務・支出事務について）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>契約の透明性・公平性・競争性を図るため、地方公営企業アドバイザー業務に係る委託契約は、競争入札又は見積合せによる契約方法に改めることとした。</p>	

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P101

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（経理課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>随意契約について合理性が認められないものがある。【柴島取水場用地（都市計画道路予定地）の鑑定評価に伴う鑑定手数料】（結果）</u></p> <p>随意契約（一者特命随契）は、合理的な理由がある場合のみに認められるものである。合理的な理由がない場合は、競争入札や複数事業者による見積もり合わせ等の競争性が図れる契約方法を採用することが必要であるが、随意契約が締結されている案件がある。</p> <p>柴島取水場用地（都市計画道路予定地）の鑑定評価に係る随意契約の理由を確認すると、鑑定手数料が用地対策連絡協議会が定めた鑑定報酬基準表にて定められていること、また、受託者が全国規模で鑑定業務を行っていることおよび市との継続的な契約があるため信頼性が高いとして、随意契約を締結しているとのことであった。</p> <p>「信頼性が高い」として、発注先を選定しているが、それは主観によるものであること、また、不動産鑑定士の報酬（手数料）は、自由競争のもと決定されるものであり、入札もしくは複数事業者から見積書を入手して受注者を選択すれば契約金額が現状よりは低くなる可能性がある。</p> <p>現状では、随意契約を締結することの合理性はなく、契約の透明性・公平性・競争性を図れない可能性がある。</p> <p>随意契約締結の合理性がないものは、競争入札もしくは見積もり合わせにより契約先を選定し、契約を締結する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（契約事務・支出事務について）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>契約の透明性・公平性・競争性を図るため、不動産鑑定評価は、競争入札又は見積合せによる契約方法に改めることとした。</p>	

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P102

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（お客さまサービス課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>随意契約について合理性が認められないものがある。【電話受付センター運營業務委託】（結果）</u></p> <p>随意契約（一者特命随契）は、合理的な理由がある場合のみに認められるものである。合理的な理由がない場合は、競争入札や複数事業者による見積もり合わせ等の競争性が図れる契約方法を採用することが必要であるが、随意契約が締結されている案件がある。</p> <p>電話受付センター運營業務委託に係る随意契約の理由書を確認すると、受託者が「COPC-2000（コンタクトサービス規格の認証）の認証を過去に取得しており、同水準の業務が可能」、「尼崎市と同じ市外局番を使用するので、利用者の負担にならない」、「平成15年3月から当該業務を受託しており信頼性が高い」および「本庁のコールセンター業務や家庭ごみ案内業務を受託しているため、引越しなどの一連の届け出が必要な場合に連携できる」として随意契約を締結している。</p> <p>しかしながら、市のみならず、市外局番が同一の大阪市の事業者がコンタクトサービスに関する認証を取得している可能性もあることからすれば、選定理由に合理性があるとは言い難い。また、継続して同業務を受託しているから信頼できるとすることも、新規の事業者の参入を阻害することになるため、合理的な理由とはならない。さらに、水道局にこれまでどの程度家庭ごみ案内等があったのかの定量的な情報も示さずに本庁と連携できると主張することにも合理性はない。</p> <p>随意契約締結の合理性がないものは、競争入札もしくは見積もり合わせにより契約先を選定し、契約を締結する必要がある。仮に、業務面での信頼性や経済性が期待できるのであるならば、定量的な根拠を示すことにより随意契約を締結する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（契約事務・支出事務について）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>令和元年度に契約方法の見直しを行った結果、本件業務は、上下水道事業の総合的な受付窓口業務であることから、価格面だけでなく、委託先業者の運営方法や提案等を考慮し、総合的に判断するのが最適であると判断したことから、これまでの随意契約（一者特命随意契約）を改め、令和2年7月に締結する契約をプロポーザル方式により実施する。</p>	

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（経理課 水道部計画課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>入手する見積書には工数や単価等の内訳の記載を求める必要がある。（結果）</u></p> <p>水道施設情報管理システム運用管理業務及び企業会計システム構築等業務における契約金額の妥当性を検証するため、入手する見積書は、工数や単価等の見積内訳が明示されたものである必要があるところが、内訳がわからない見積書の提示を受けるにとどまっているケースがある。</p> <p>契約の透明性およびコスト削減の観点から、業務別の工数による見積書（見積内訳）の提示を求める必要がある。また、委託業務の履行確認においては、業務別の工数に関する実績報告を入手の上で当該見積内訳と照合する等により、継続的に契約金額の見直しの必要性を検討することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">（契約事務・支出事務について）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>水道施設情報管理システム運用管理業務については、令和元年度の契約分から業務内容がわかるような見積書の明細を徴収し、内容を把握するよう改めた。</p> <p>また、企業会計システム構築等業務は、毎年度実施する業務ではないため、次回の契約の際に、工数や単価等の見積内訳が明示された見積書を徴収することとする。</p>	

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P105

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（経理課 下水道部経営企画課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
4 監査結果の内容	<p>本来の用途に使用できなくなった資産（物品）や使用しなくなった資産（物品）については、<u>速やかに廃止の決定を行う必要がある。（結果）</u></p> <p>資産・備品のうち、本来の用途に使用できなくなったものや使用しなくなったものについては、廃止の決定を行い速やかに除却処理すべきところ、固定資産台帳および備品台帳に利用されていない資産・備品や現物が無い資産・備品が計上されたままになっていた。</p> <p>資産（物品）のうち本来の用途に使用できなくなったものや使用しなくなったものがある場合には、所管課において勝手に処分せずに速やかに廃止の決定を行うといった手続を徹底する必要がある。</p> <p>また、会計規程に従い最低年1回は実地照合を実施するとともに、その際には単に現物を確認するだけでなく、その利用状況についても確認する必要がある。 (財産管理・物品管理および資金運用の状況について)</p>
5 措置内容要旨	<p>令和元年5月末日の時点において、使用できない、又は使用しなくなった資産や備品についての固定資産台帳や備品台帳の整理を行った。今後については、所管課での実地照合に加え、経理担当職員による抜き取りでの実地照合も実施するように改めた。</p>

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P117

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（経理課 下水道部経営企画課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>固定資産及び消耗備品について毎事業年度実地照合を行い、その結果について課内決裁を得た文書で回答を行う必要がある。（結果）</u></p> <p>固定資産および消耗備品について、毎事業年度、少なくとも1回以上現物と管理台帳とを照合（実地照合）しなければならないところ、水道部では、照合はしているものの、その結果について口頭での報告となっている課があった。また、下水道部では照合が行われていなかった。</p> <p>水道部では、実地照合等の実効性を高めるために、実施結果について各課担当者が電子メール又は口頭で回答を行うのではなく、課内決裁を得た文書で回答を行う必要がある。また、施設によっては現物に資産番号・名称等の識別コードが付されていない箇所があったため、できる限り各資産について識別コードを付与する必要がある。さらに、内部統制の観点からは経理課などの管理部門が実地照合に立ち合い、実施状況について確認するとともに必要に応じて抜き取り検査を行うことが望ましい。</p> <p>下水道部では、前述の現物管理の不備を防止するためにも会計規程に従い水道部と同様の方法により実地照合等を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（財産管理・物品管理および資金運用の状況について）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成30年度から、固定資産及び消耗備品について、現物と管理台帳との実地照合の結果を文書にて行うよう統一し、所管課での実地照合に加え、経理担当職員による抜き取りでの実地照合も実施するように改めた。</p>	

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P120

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（下水道部経営企画課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>固定資産台帳には適切な耐用年数が登録される必要がある。（結果）</u></p> <p>建物附属設備について、本来用いるべき耐用年数と異なる耐用年数で固定資産台帳に登録されているものが散見された。この結果、各年度における減価償却費および期末帳簿価額が不正確になっていた。</p> <p>耐用年数の登録が正確なものとなるためには、取得時に適正な業務執行が行われる必要がある。このため、取得時において上長などによるレビューと承認を徹底するなど内部牽制機能が有効に機能し、適切な耐用年数で固定資産台帳に登録されるような業務プロセスの構築および運用を徹底すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（財産管理・物品管理および資金運用の状況について）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>取得時において上長によるレビューと承認を徹底することを目的として、「固定資産分類基準」に基づいた耐用年数を登録するよう周知を行った。</p> <p>また、平成30年度に更新を行った設備台帳システムには、国土交通省が定める耐用年数と地方公営企業法に定める耐用年数の両方を入力できる仕様としてチェック時の補完機能を備えることとしている。このため、今後は、設備台帳システム入力情報がそのまま資産の取得報告書となるよう出力時点での事務処理ミスが発生しない形での運用を行っている。</p>	

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P122



## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（経理課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
4 監査結果の内容	<p>固定資産台帳には固定資産の種類に応じた耐用年数が登録される必要がある。（結果）</p> <p>本来、固定資産の種類に応じて耐用年数を決定すべきところ、構築物の耐用年数を使用しているにもかかわらず機械および装置で計上されているものや、器具および備品の耐用年数を使用しているにもかかわらず構築物で計上されているものがあった。</p> <p>耐用年数の登録が正確なものとなるためには、取得時に適正な業務執行が行われる必要がある。このため、取得時において上長などによるレビューと承認を徹底するなど内部牽制機能が有効に機能し、固定資産の種類に応じた適切な耐用年数で固定資産台帳に登録されるような業務プロセスの構築および運用を徹底すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（財産管理・物品管理および資金運用の状況について）</p>
5 措置内容要旨	<p>固定資産の取得に係る適正な業務執行を行うことができるよう、「固定資産管理の手引き」を作成し、令和元年10月11日付け尼水経第4420号「固定資産管理の手引きについて（送付）」により各課へ送付して周知を行った。</p>

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P123

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（下水道部経営企画課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>会計規程に従い物品を適切に管理する必要がある。（結果）</u></p> <p>本来、固定資産台帳で管理すべき耐用年数が1年以上かつ取得価格が100,000円以上の備品について、消耗備品として備品台帳で管理しているものがあった。</p> <p>物品の管理区分の手続が正確なものとなるためには、取得時に適正な業務執行が行われる必要がある。具体的には、取得時において上長によるレビューと承認を徹底するなど内部牽制機能が有効に機能し会計規程に従った区分管理が適切に行えるような業務プロセスの構築および運用を徹底すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（財産管理・物品管理および資金運用の状況について）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>取得時において上長によるレビューと承認を徹底することを目的として、毎年度、年度当初の時期をとらえて各所管課に対する通知文を発出して注意喚起を行うとともに、固定資産取得の際の取得課ではない予算管理部門の予算確認の機会をとらえて、予算管理部門から取得課である所管課へ取得報告書の提出を促すなどの運用を実施していくよう改めた。</p>	

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P125

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（経理課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
4 監査結果の内容	<p>賃貸不動産に係る減価償却費について賃貸収入と同じ営業外損益に計上する必要がある。（結果）</p> <p>賃貸不動産に係る収入について営業外収入（雑収入）で計上しているため、賃貸不動産に係る減価償却費についても営業外費用で計上すべきところ、営業費（減価償却費）で計上されている。このため、現在の水道事業の決算書は賃貸事業について収益と費用が適切に対応しておらず、一部において経営実態を適切に表していないといえる。</p> <p>水道部では、営業損益が本質的な営業活動による成果を適切に表すようにするために、賃貸不動産に係る減価償却費について賃貸収入と同じ活動区分である営業外損益の営業外費用に計上することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">（財産管理・物品管理および資金運用の状況について）</p>
5 措置内容要旨	<p>令和2年度予算から賃貸不動産に係る減価償却費は営業外費用に計上することに改めた。</p>

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P127

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（経理課 下水道部経営企画課）
2 監査結果報告日	平成 31 年 2 月 21 日
3 措置通知日	令和 2 年 3 月 27 日
4 監査結果の内容	<p>建設仮勘定を固定資産に計上する時期について会計規程に明記する必要がある。（結果）          会計規程において建設仮勘定を固定資産に計上（本振替）する時期について明記すべきところ、明記されていない。          会計処理の継続性を担保するために、建設仮勘定を固定資産に計上する時期について会計規程に明記する必要がある。          （財産管理・物品管理および資金運用の状況について）</p>
5 措置内容要旨	<p>平成 31 年 3 月 29 日に公表した尼崎市公営企業局会計規程の一部を改正する訓令により、尼崎市公営企業局会計規程第 82 条第 2 項の規定の改正を行い、建設仮勘定を固定資産に計上する時期を明記することとした。</p>

※ 「平成 30 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P128

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（経理課 下水道部経営企画課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
4 監査結果の内容	<p>賞与引当金繰入額は、<u>固定資産整備の進捗に応じて配分する必要がある。</u>（結果）  賞与引当金繰入額が、今年度完成の固定資産に配分されず、翌年度の固定資産に配分されている。結果、4条予算の固定資産および減価償却費が適切に計上されていない状況となっている。</p> <p>今年度の固定資産整備の進捗に応じて、賞与引当金繰入額を固定資産本勘定および建設仮勘定に配分する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（公営企業会計の適用の適切性について）</p>
5 措置内容要旨	<p>平成30年度決算から資本勘定支弁職員（資本的支出で人件費を支出する職員）に係る賞与引当金及び法定福利費引当金を固定資産本勘定及び建設仮勘定に配分するよう改めた。</p>

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P137

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（経理課 下水道部経営企画課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
4 監査結果の内容	<p><u>建設中の固定資産にも付随費用を配分する必要がある。（結果）</u>          建設仮勘定に、付随費用が配分されておらず、固定資産が適切に計上されていない。結果として、減価償却費も適切に計上されていない。建設仮勘定に付随費用を配分する必要がある。          建設中の固定資産にも、直接費等を基準とし、付随費用を配分する必要がある。          （公営企業会計の適用の適切性について）</p>
5 措置内容要旨	<p>平成30年度決算から建設仮勘定にも事務費を配分するよう改めた。</p>

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P139

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（経理課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>付随費用の配分する固定資産を限定すべきではない。（結果）</u></p> <p>固定資産の取得のために生じた付随費用（事務費およびその他の間接費）は、管工事や事業として実施する施設整備には配分されているが、その他の設備などの更新投資には配分されていない。</p> <p>付随費用を管工事や事業として実施した施設整備のみに配分することに合理性はなく、固定資産残高が適切でない。</p> <p>事務費やその他の間接費等の付随費用は、特定の固定資産に紐づけることが困難な支出であるため、特定の固定資産のみに配分することに合理性はなく、他の固定資産にも配分する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（公営企業会計の適用の適切性について）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成30年度決算から施設費にも事務費を配分するよう改めた。</p>	

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P139

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	公営企業局（下水道部経営企画課）
2 監査結果報告日	平成31年2月21日
3 措置通知日	令和2年3月27日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>債権を適切に分類し、貸倒引当金を設定する必要がある。（結果）</u></p> <p>債権は、その回収可能性により適時に分類し、その分類に応じた貸倒引当金を設定する必要があるが、債権の分類は適切に行われていなかった。</p> <p>債権の分類時期を誤ると、貸倒引当金の算出も誤ることとなり、適正な期間損益計算ができないことになる。</p> <p>債務者の実態や法的手続に沿って、債権を適切に分類し、貸倒引当金を設定する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（公営企業会計の適用の適切性について）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>下水道使用料のうち独自に把握が可能な債権（独自徴収分）については個別管理を行うよう平成31年度予算及び平成30年度決算から事務を改めた。なお、独自に把握が可能な債権以外の債権（一般家庭等の汚水による）は、各徴収時期毎に20万件以上の世帯に対して賦課・徴収するため、総務省Q&amp;Aに基づき個別管理を行った上で、実積率を用いて算出している。</p>	

※ 「平成30年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P140



## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（こども福祉課）
2 監査結果報告日	平成 29 年 2 月 20 日
3 措置通知日	令和 2 年 3 月 27 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先からの暴力団排除のための合意書の未入手（結果）</u></p> <p>指定管理業務の遂行に当たり、業務の一部を再委託する場合、再委託先が暴力団等でないことを確認する必要がある。しかし、指定管理者は、再委託先が兵庫県又は尼崎市の登録業者名簿に掲載されている業者であれば、再委託先が暴力団であることの確認は不要であると判断し、再委託先への委託契約書を作成する時に、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手する等により、再委託先が暴力団等ではないことの直接的な確認を実施していなかった。</p> <p>指定管理者が再委託に係る契約書を作成する際には、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（尼崎学園）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 29 年度から尼崎市尼崎学園の指定管理にかかる仕様書において、新たに、「暴力団排除に関する事項」を設け暴力団を利用することのないよう必要な措置を講じた。</p> <p>上記の事項に基づき、指定管理者が指定管理者業務の一部を再委託等する際は契約書を作成しており、再委託業者が暴力団でないことの確認として契約書と併せて暴力団排除に関する特約を付するとともに、契約書の写しについても、管理業務実施報告書提出時に添付させることとしている。</p> <p>また、令和元年度の年度協定の要綱にも同様の暴力団排除に関する事項を追記し、仕組整備を行った。</p>	

※ 「平成 28 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P126

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅政策課）
2 監査結果報告日	平成29年2月20日
3 措置通知日	令和2年3月27日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>再委託先が暴力団でないことの確認の未実施（結果）</u></p> <p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。</p> <p>一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことの確認を行うことの出来る仕組みを整備し、早急に指定管理者にその仕組みの運用を開始させる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（富松住宅）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合、当該第三者においても暴力団等に該当しない旨の誓約文を指定管理者を通じ再委託先から徴取し、市にその写しを提出する旨を、年度協定書に記載し、令和元年度からの指定管理期間より、再委託先が暴力団等でないことを確認する仕組みの運用を開始した。</p> <p>なお、令和元年6月3日では、上水道設備保守管理業務（1件）、貯水槽清掃等業務、排水管清掃業務、消防用設備等点検業務（1件）の計2件分の誓約書を徴取しており、その他の保守管理業務や緊急修繕において第三者に委託する場合は、指定管理者に点検・修繕等を実施する前に誓約書を徴取のうえ、市にその写しを提出させるよう改めた。</p>	

※ 「平成28年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P44

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	総務局（国保年金課）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	令和 2 年 3 月 27 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>分割納付額計算への延滞金、督促手数料の反映漏れ（結果）</u></p> <p>国民健康保険料納付誓約書を作成する場合に、同誓約書には、誓約対象保険料とともに、督促手数料や延滞金を記載する欄はある。しかし、督促手数料については特段の根拠なく、延滞金については、納付折衝時に尼崎市延滞金減免要綱に定める減免要件である困窮状態等であることを聞き取り、減免しているとのことで、納付誓約入力の際に、国民健康保険システムのプログラム上、延滞金の計算がされない設定になっていることから、延滞金、督促料を分割納付額に含めない同誓約書が作成されることとなり、それを市は許可している。さらに、分割納付誓約額を国民健康保険システムへ入力する時点で、これまでに発生している督促手数料及びこれまでに実質的に発生している延滞金が同システムの債権額として含まれていない状況である。</p> <p>延滞金（尼崎市延滞金減免要綱に定める減免にかかる手続きがされていることが明確である延滞金を除く）や督促手数料についても、国民健康保険システム上、債権として管理し、分割納付誓約者へ請求することが必要である。改善については、国民健康保険システムのシステム改修のタイミングにおいて、システム上、延滞金や督促手数料を計算できる仕組みを構築することが考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（国民健康保険料 【延滞金・督促手数料】）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 30 年度から導入したパッケージ・システムには、督促手数料及び延滞金の調定額を債権として管理する仕組みが備わっており、同年度から、それらの債権の収入状況等（調定額・収入済額・収入未済額）の把握・管理を行うとともに、分割納付誓約についても、当該誓約を受けた者に対し、当該誓約時点において実質的に発生している延滞金及び督促手数料の額を計算したうえで、誓約書を作成し、請求するよう改めた。</p>	

※ 「平成 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P52

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	こども青少年局（児童課）
2 監査結果報告日	平成28年2月22日
3 措置通知日	令和2年3月27日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>納付誓約書の入手を徹底すべき（結果）</u></p> <p>サンプルとして抽出した債権について関連証憑を閲覧したところ、滞納者から納付誓約書が入手されていないものが次表のとおり発見された。</p> <p>また、一旦、納付誓約書入手し、新たな納期限を設定した納付計画を設定したものの、新たな納期限を過ぎても納付が行われておらず、その後の納付誓約書の見直しがされていないものが次表のとおり発見された。</p> <p>時効の進行を防ぐために納付誓約書の入手を徹底すべきである。</p> <p>特に、新規発生がある場合には、毎年度分割納付誓約の見直しを行わなければ、過年度分に加えて現年度分も発生し続けることから、前年度よりも返済額が高額となり、回収が滞る要因になる可能性が高い。また、すべての現年度分について、債務承認行為による時効中断の措置をとるためにも、分割納付誓約を毎年見直すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（児童育成収入）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>指摘のあった案件については、現在、継続的に電話、訪問、文書の送付等の手段により折衝を行い、また計画的に債権回収が行えるよう、納付誓約書入手することによる時効の中断措置に可能な限り取り組んでいるが、債務者と連絡が取れない、転居しており、居所が不明である等の理由により、全ての滞納者から納付誓約書入手することが困難な状況である。</p> <p>また、指摘のあった案件以外のものについても、電話、訪問、文書の送付等により納付交渉を再度行い、直近の時点における、財産・負債や生活の具体的な状況から現在の納付能力を把握し、個々の債務者の状況に応じた納付誓約の見直しを毎年徹底するように改め、時効の中断措置や債権回収に努めている。</p>	

※ 「平成27年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P217

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅管理担当）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	令和 2 年 3 月 27 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>不納欠損処理は適切な債権放棄の手續きに基づいて実施すべき（結果）</u></p> <p>一部の住宅家賃について、議会の議決による債権放棄を行わず、都市整備局長決裁にて不納欠損処理を行っている事例が発見された。</p> <p>市では、平成 2 年度に市長決裁にて住宅家賃の不納欠損処理方針を定め、平成 13 年度に方針の一部改正を行い、運用している。住宅家賃の不納欠損処理に係る市の方針は以下のとおりであり、市は当該方針に基づき毎年不納欠損処理を行っている。</p> <p>地方自治法上、原則として私債権について債権放棄を行うには議会による債権放棄の決議が必要である（地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号）。</p> <p>市長の決裁により定められた方針に基づき、議会の議決を行わずに不納欠損処理を行うことは、債権の消滅が確定したわけでない債権の放棄について、本来議会が債権放棄を意思決定する必要があるにもかかわらず、市長にその意思決定を委任してしまっていることと同義である。</p> <p>債権の消滅が確定していない債権についての不納欠損処理の実施にあたっては、議会にて債権放棄の議決を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">（住宅家賃）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づく債権放棄の取扱いを定めた、尼崎市債権管理条例が平成 30 年 4 月 1 日に施行された。同条例に定める債権放棄の要件を満たす場合には、議会の議決を不要とする規定を設けているため同条例の規定に基づき、指摘のあった債権放棄手続を行わず不納欠損済みであった住宅家賃について、平成 31 年 3 月 25 日に債権放棄を行った。</p>	

※ 「平成 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P252

## 措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	都市整備局（住宅管理担当）
2 監査結果報告日	平成 28 年 2 月 22 日
3 措置通知日	令和 2 年 3 月 27 日
<p>4 監査結果の内容</p> <p><u>適切な滞納整理を実施すべき（結果）</u></p> <p>滞納者から納付誓約書を入手していないため、債務承認が行われておらず、債権について時効が進行している。</p> <p>住宅管理担当によると、近年の滞納整理について、住宅管理担当の延滞債権の中心となる住宅家賃に注力してきたこともあり、住宅家賃と異なり維持管理負担収入については、納付誓約書を入手していないとのことである。また、訴訟についても、納付誓約書の入手と同じく住宅家賃のみを対象とし、市営住宅維持管理負担収入はその対象としていない。</p> <p>しかし、債権管理の観点から、債権ごとの管理のみではなく、債務者ごとの債権管理という視点を持ち、住宅家賃の滞納整理に合わせて同一滞納者の市営住宅維持管理負担収入についても滞納整理を実施すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（市営住宅維持管理負担収入）</p>	
<p>5 措置内容要旨</p> <p>平成 28 年度以降は、市営住宅維持管理負担収入を滞納する者に対しても、家賃同様に督促状を送付し、一括での支払が困難なものには、分納誓約を取得することにより、当月分の回収と滞納分の回収を行っている。分納誓約を取得したことで、債務承認をさせ、債権管理も行っている。また、令和元年度から分納誓約を締結していないものであっても、滞納家賃の支払時に市営住宅維持管理負担収入も同時に回収している。このように、債権ごとではなく、債務者ごとの債権管理を行うように改めた。</p>	

※ 「平成 27 年度 包括外部監査結果報告書」掲載ページ P270